

令和4年2月25日（令和4(2022)年度第18号）



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<https://www.z-hoikushikai.com>

<ニュースの内容>

- 令和3年度 第2回委員総会を開催～令和4年度事業計画、予算を決定～
- 令和3年度 都道府県・指定都市保育士会正副会長セミナー（WEB）を開催
- 事務連絡「オミクロン株の特性を踏まえた保育所等における感染症対策等について」が発出される（厚生労働省）
- 事務連絡「代替保育の財政支援の特例（一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型））について」が発出される（内閣府・文部科学省・厚生労働省）
- 「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（第13報）」が発出される（厚生労働省）

◆ 令和3年度 第2回委員総会(WEB)を開催 ～令和4年度事業計画、予算を決定～

令和4年2月16日、令和3年度第2回委員総会をWebで開催しました。

総会では、全国保育士会 村松 幹子 会長、全国保育協議会 奥村 尚三 会長、全国社会福祉協議会 金井 正人 常務理事、厚生労働省子ども家庭局保育課 林 俊宏 課長のあいさつに続き、令和3年度補正予算案、令和4年度事業計画案および予算案を審議し、全会一致で承認されました。

令和4年は、児童虐待の予防体制強化、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化などを柱とする児童福祉法の改正が実施される予定です。さらに、令和5年度に創設されるこども家庭庁や、先般国がとりまとめた「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」報告書を踏まえた今後の動きを含め、子ども政策が大きく動くこととなります。本会の令和4年度事業計画では、こうした動きを踏まえたうえで、全国保育士会倫理綱領と「全社協福祉ビジョン2020を踏まえた行動方針」にもとづき、すべての子どもの育ちを支える保育の実現のために事業に取り組むこととしています。

令和4年度全国保育士会事業計画（抜粋）

～すべての子どもの育ちを支える保育の実現～

【保育士会事業の大きな柱】

1. 子どもが豊かに育つ質の高い保育の実現
2. 専門性の発揮できる環境構築
3. 乳幼児教育への理解促進
4. 困難な状況下の保育士等支援

【重点事業の概要】

1. 社会の変化に対応した保育内容の実践と発信

- わが国では、少子高齢化が急速に進展して人口減少に転じるとともに、核家族化や就業形態の変化なども進んでおり、今後保育を取り巻く環境も大きく変化することが予想される。このような状況においても「子どもの最善の利益」を保障し続けるため、子どもの育ちに最適な保育内容に必要な要素等について特別委員会において「地域支援事業に向けた取り組み」と一体的に検討し、保育関係者はもとより、行政や地域社会に広く発信する。

2. 地域支援事業に向けた取り組み

- 児童虐待防止のための市町村における子育て家庭の支援強化に向けた児童福祉法の改正を見据え、保育所等が地域の子育て家庭支援の中核的な役割をこれまで以上に発揮すべく、保育者の専門性の観点から具体的に考えられる地域支援の内容や、多職種・多機関との連携も含めて展開にあたって必要となる体制等について検討・整理する。具体的には、特別委員会において「社会の変化に対応した保育内容」と一体的に検討し、地域生活課題の解決に向けた取り組みを推進する。

3. 保育士会組織の強化と支援体制の強化

- 令和3年度実施の「都道府県・指定都市保育士会組織に関する調査」の結果と分析を踏まえ、各県・市組織の課題対策や強化のための取り組みを実施し、全国保育士会の組織力の強化につなげる。各ブロックや各県・市組織、各園の取り組みや課題を共有するとともに、全国保育士会の取り組みについて周知する。
- 会員増に向けて、会員対象事業の実施とともに、会員名簿の更新や「保育士会だより」等の情報発信の強化等による全国保育士会の取り組み周知を通じて、会員の帰属意識のさらなる向上を図る。

4. 保育の魅力発信

- 長期化するコロナ禍において、社会のインフラでもある保育の魅力ややりがい幅広く社会に発信し、保育士・保育教諭の仕事について、正しく理解できるような情報提供を行う。
- 保育者に向けた保育の魅力の発信により、自身の保育を振り返り、改めて社会的意義と役割の大きい保育という仕事のやりがいを認識し、向上心を高めることで質の向上につなげる。

令和4年度事業計画の詳細は令和3年度第2回全国保育士会委員総会資料をご参照ください（令和4年度事業計画は全国保育士会ホームページにも追って掲載します）。

■ 全国保育士会ホームページ

<https://www.z-hoikushikai.com/about/donnna/index.html>

◆ 令和3年度 都道府県・指定都市保育士会 正副会長セミナー(WEB)を開催

令和4年2月15日（火）、「令和3年度 都道府県・指定都市保育士会正副会長セミナー」を69名の参加のもと開催しました（配信拠点：全社協第3～5会議室）。

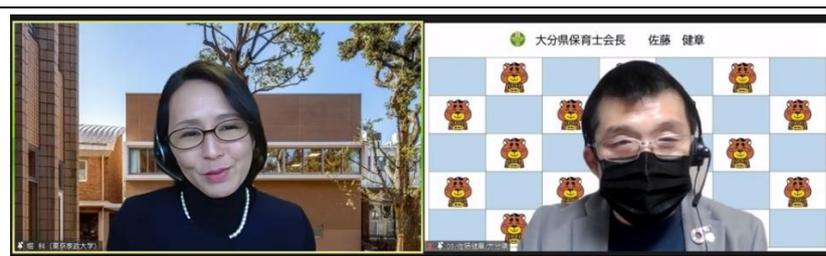
本セミナーは、都道府県・指定都市保育士会正副会長等の役員、事務局職員を対象に、保育をめぐる課題や対応方策等を共有することにより、各都道府県・指定都市保育士会および全国保育士会組織の充実強化に寄与することを目的としています。

今回は、「都道府県・指定都市組織の組織力強化について考える」という全体テーマのもと、厚生労働省の情勢説明や堀氏（東京家政大学 准教授）の講義をもとに、地域における保育士・保育教諭の現状の課題とこれからの取り組みに向けて保育士会組織が果たすことのできることは何か、どのような活動をしていくことが良いかを検討しました。

グループワークでの討議が今後の各都道府県・指定都市保育士会組織の運営に活かされるよう、各グループの討議内容を取りまとめたものを別途お送りする予定です。



「基調報告」を行う村松会長



質疑応答を行う堀先生(左)と佐藤委員(大分県/右)

【プログラム】

令和4年2月15日(火) 12:55~17:35

時 間	内 容
12:55~13:05 (10分)	<p>【開会あいさつ】</p> <p>全国保育士会 総務部長 伊藤 裕子</p> <p>【「全国保育士会倫理綱領」「食育推進ビジョン」唱和】</p> <p>全国保育士会 総務部 中田 実千世</p>
13:05~13:25 (20分)	<p>【基調報告】</p> <p>「全国保育士会 令和3年度事業進捗状況と今後の取り組みについて」</p> <p>全国保育士会 会長 村松 幹子</p>
13:25~13:55 (30分)	<p>【講義Ⅰ】行政説明</p> <p>「子ども・子育て支援の施策動向について」</p> <p>講師：厚生労働省 子ども家庭局 保育課 児童福祉専門官 福島 猛 氏</p>
13:55~14:00 (5分)	休 憩
14:00~15:30 (90分) ※最後の10分 質疑応答	<p>【講義Ⅱ】</p> <p>「地域における保育所・保育士等の在り方について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会（以下、検討会）」では、今後の保育所や保育士等の在り方について、中長期的な視座にたつて、今後の保育所や保育士等の在り方について検討がなされました。 ● 本講義では、委員として検討会に参画されている堀先生（東京家政大学）より報告内容のポイントをご講義いただくとともに、今後、保育士・保育教諭に求められることについてご助言等をいただきました。 <p>講 師：東京家政大学 准教授 堀 科 氏</p>
15:30~15:40 (10分)	休 憩
15:40~17:10 (90分)	<p>【グループ討議】</p> <p>テーマ「組織強化のために行っている取り組みや課題について考える」</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 講義内容を踏まえ、地域において、保育所に何が求められ、どのように展開していくのか、そのためにどのような組織強化をしていくべきと考えられるか各都道府県・指定都市内の保育所や組織における地域課題および充実強化について具体的に共有します。 ● 今年度実施した、「都道府県・指定都市保育士会組織に関する調査」を踏まえ、各組織で次年度に向けてどのような取り組みを行っていくべきなのかあるいは、今年度下半期にすでに組み込んでいるものについて意見交換を行い、課題解決へ向けた検討をおこないました。 <p>司会進行/冒頭説明：全国保育士会 副会長 北野 久美</p>
17:10~17:20 (10分)	休 憩
17:20~17:40 (20分)	<p>【まとめ・閉会あいさつ】</p> <p>全国保育士会 会長 村松 幹子</p>

◆ 事務連絡「オミクロン株の特性を踏まえた保育所等における感染症対策等について」が発出される(厚生労働省)

令和4年2月8日、厚生労働大臣から、オミクロン株の特性を踏まえた保育所等における感染症対策が公表されたことを受け、標記事務連絡が、都道府県・指定都市・中核市保育主管部(局)宛に発出されました。

オミクロン株の感染拡大にともなって、保育所の休園数が増加しているなかで、保育所の果たす社会的機能を維持しつつ、保育所における感染拡大を防止することが必要とし、手洗い等の基本的な感染対策の徹底とともに、休園時の代替保育の確保を含め、地域の保育機能を維持することが目的となっています。

オミクロン株の特性を踏まえた感染対策として、下記の取り組み等を実施するとしています(代替保育については次の記事を参照)。

- ① 職員や保護者のマスク着用、遊具等のこまめな消毒などの基本的対策の徹底。
- ② 感染リスクの高い活動を避ける、少人数に分割した保育、大人数の行事の自粛、保護者参加の行事の見合わせなどの対応
- ③ 保育士をはじめ保育所の職員に対するワクチンの追加接種の速やかな実施
- ④ 濃厚接触者である保育士等への早期復帰のための検査の積極的实施
- ⑤ 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については可能な範囲で、一時的に、マスク着用を推奨する(満2歳未満児には推奨しない。子どもや保護者の意図に反して無理強いしないなど、留意点を整理して現場に周知)

事務連絡の内容の詳細は下記ホームページの「92」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

◆ 事務連絡「代替保育の財政支援の特例(一時預かり事業(新型コロナウイルス感染症特例型))について」が発出される(内閣府・文部科学省・厚生労働省)

令和4年2月8日、内閣府・文部科学省・厚生労働省連名で標記事務連絡が発出されました。

これは、オミクロン株の感染拡大により、休園する保育所等も増加するなかで、保育所等の果たす社会的機能の維持を図るために、保育所等が休園になった場合の代替保育の受

け皿の確保に向けて、在籍児童が他の保育所等で代替保育を利用する際の財政支援の特例措置が講じられるものです。

具体的には、震災などの災害時に保育所等が利用できなくなった場合の財政の特例措置と同様の特例措置として、「一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型）」が創設され、代替保育を実施する保育所等に対する財政措置が行われます。

支援の内容としては、「新型コロナウイルス感染症の影響により保育所等が休園等したため、他の保育所等を利用する児童（代替保育が必要な児童に限る）」を対象とし、「保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、地域子育て支援拠点事業その他の場所（公民館や児童館など）」において実施した場合に、補助単価として「休園した保育所等の児童を、他の保育所等で受け入れて代替保育を実施する場合は、通常保育の補助単価（公定価格）を適用するとともに、利用者負担を減免する取扱い」となります。

また、留意事項として、「対象児童は保育が必要な児童に限る」、「児童の受け入れに当たっては感染防止に十分配慮する」、「対象児童は市町村の判断により、保護者が社会機能維持者の場合やひとり親世帯等に限定、または優先させることができる」、「本特例措置による代替保育を利用した場合、保護者負担を求めない」ことが示されています。

本特例措置を盛り込んだ「一時預かり事業実施要綱」等の改正通知は追って発出されます。そのほか詳細については、下記ホームページの「93」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型）（案）		別添3
1. 趣旨		
オミクロン株の感染拡大に伴い、保育所等の休園数が増加している中で、 保育所等の果たす社会的機能の維持を図るため、「一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型）」を創設し、代替保育を実施する保育所等に対する財政支援を拡充する。		
2. 支援の内容		
震災などの災害が発生した場合の代替保育の財政支援の特例措置と同様の特例措置を講じる。加えて、感染症への対応の観点から、支援策の拡充を図る。		
<p>一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型） ※災害時の特例措置に加え、さらなる拡充を実施</p> <p>(1) 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により保育所等が休園等したため、他の保育所等を利用する児童（代替保育が必要な児童に限る。） ＜拡充＞保護者の居宅で預かる居宅訪問型の一時預かり事業について、対象児童を拡大。</p> <p>(2) 実施場所 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所 地域子育て支援拠点事業その他の場所（公民館や児童館など）</p> <p>(3) 補助単価 休園した保育所等の児童を、他の保育所等で受け入れて代替保育を実施する場合は、通常保育の補助単価（公定価格）を適用するとともに、利用者負担を減免する取扱いとする。</p> <p>＜イメージ図＞支給認定児童が、在籍する公定価格適用施設（保育所、認定こども園など）から、別の公定価格適用施設で代替保育を受ける場合</p>	<p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">※震災などの災害時の特例措置と同様の支援</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">※災害時の特例措置に加え、今回さらに拡充を加える事項</p> <p>＜拡充＞一時預かり事業を実施していない地域子育て支援拠点や公民館などにおいて、新たに本事業による代替保育を実施する場合、職員配置などの体制整備に必要な費用を上乗せ補助（月額約45万円）。 ⇒あらかじめ、休園に備えて体制整備を図ることが可能</p>	
<p>休園施設</p> <p>公定価格を継続支給（負担割合1/2） ※教育・保育の提供があったとみなして、公定価格を支給</p>	<p style="text-align: center;"><公定価格適用施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定教育・保育施設 ・ 地域型保育事業所 	<p style="text-align: center;">代替保育実施施設</p> <p style="text-align: center;"><公定価格適用施設></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定教育・保育施設 ・ 地域型保育事業所 <p style="text-align: center;">(代替保育が必要な児童)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一時預かり事業（新型コロナウイルス特例型）により、公定価格相当額を支給（負担割合1/3） ※利用者負担を減免する取扱いとする</p>
<p>※①公定価格適用外施設（私学助成園など）に在籍する児童が代替保育を受けた場合や、②公定価格適用外施設（地域子育て支援拠点や公民館等）において代替保育を実施する場合などは、児童1人当たり月額4,620円の補助単価を適用（この場合も、利用者負担は減免する取扱いとする。）</p>		

◆ 「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について(第13 報)」が発出される(厚生労働省)

令和 4 年 2 月 15 日、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について(第13 報)」が、都道府県・市町村保育主管部(局)宛てに発出されました。

これは、現在の状況を踏まえた政府の「基本的対処方針」の変更等を踏まえて、オミクロン株の特徴を踏まえた感染症対策等について追記等が行われたものです。

これに先立ち、全国保育協議会では保育三団体として、「抗原検査キットの不足」「濃厚接触者の判断基準」「3 回目のワクチン接種」「2 歳児のマスク着用リスク」など、厚生労働省および内閣府に申し入れをしています。

以下に、主な Q&A を抜粋しますが、全文は下記ホームページの「94」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html

問 2	保育所等において感染してしまった子どもが出た場合、市区町村はまず何をすべきか。	<p>○(略) 開所を続けるか一部又は全部の休園とするか、休園とした場合の範囲や期間について、地域の感染状況や保育の提供状況等を踏まえ、施設の設置者にも状況を確認のうえ、市区町村として最終判断をするようにお願いします(施設の設置者のみの判断で休園を行うことは適切ではありません)。</p> <p>○休園する場合でも、できる限り休園の範囲と期間を限定できるよう、都道府県の保健衛生部局等と連携の上、検討をお願いします。</p> <p>(後略)</p>
-----	---	--

→ 感染状況の拡大により、保育所等自らが休園の判断を行わざるを得なくなっている自治体も存在しますが、それは適切ではなく、市区町村として最終判断すべきことが明記されました。休園の範囲(開所を続けるか、一部または全部の休園とするか、休園の範囲や期間)についても、市区町村として最終判断すべき内容となります。

また、休園する場合であっても、休園の範囲と期間をできる限り限定できるよう検討すべきことが明記されました。

問 4-1	保育士が濃厚接触者に特定されたことなどにより、保育士等が休まざるをえない状況になった場合に、どのような対応が	<p>○(略) 新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、保育所等において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことが出来なくなるなどの場合は、(中略) 利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で、人員、設備基準を柔軟に取り扱うことな</p>
-------	--	---

	考えられるか。	<p>どにより、可能な限り保育が提供されるよう対応をお願いします。（略）</p> <p>○また、開所時間や休日の開所についても保護者との合意の下で短縮を図るなど、柔軟な運用も考えられます。</p> <p>（後略）</p>
--	---------	--

→ 保育士が休まざるを得なくなり、人員基準を満たせない場合でも、人員基準を柔軟に取り扱い、可能な限り保育が提供されるような対応が改めて明記されました。また、開所時間についても、保護者との同意のもと柔軟な運用も考えられることが明記されています。

問 4-3	<p>保育所の臨時休園など業務がひっ迫している状況下で、本年 2 月からの保育士・幼稚園教諭等に対する 3 % 程度（月額 9,000 円）の処遇改善に係る交付金の申請事務も滞っており、期限までに間に合わないが、令和 3 年度の国への交付申請について、市区町村はどのように対応したらよいか。</p>	<p>○今般の保育士等の処遇改善（中略）の交付申請に当たっては、各保育所等において、3 月までに実際に賃金改善を行っていただくことを補助要件としていますが、市区町村から国（内閣府）への交付申請については、管内の保育所等における処遇改善の実施見込みに基づき、概算による申請も可能です。</p> <p>○市区町村において、保育所等が 3 月までに今回の処遇改善の取組を実施したにもかかわらず、市区町村で定めた期限までに補助金の申請がないことを理由として、補助の対象外とすることのないようお願いいたします。</p>
-------	---	--

→ 今回の処遇改善は保育所等において 3 月までに実際に賃金改善を行うことが要件となります。一方で、市区町村から国への申請期限は 2 月 21 日となっていますが、申請については、実施見込みに基づき、概算による申請が可能であることが明記されています。

問 8-1	<p>臨時休園の際には、どのような代替保育の手段が考えられるか。また、令和 4 年 2 月 8 日に示された代替保育への財政支援も含め、どのような対象へ代替保育を提供すべきか。</p>	<p>○まず、臨時休園をせざるを得ないとの判断となった場合でも、一部のみの休園とできないか、保育士等が不足している場合は可能な家庭に登園を控えていただくことで対応できないか（問 4 1 参照）など、できる限り当該園での保育が継続できるように検討をお願いします。</p> <p>（後略）</p>
-------	--	--

→ 令和 4 年 2 月 8 日に代替保育に関する事務連絡が発出されましたが、休園せざるを得ない場合でも、一部のみの休園とできないか等、できる限り当該園での保育が継続できるように検討すべきことが明記されています。

問 18	<p>保育所等で子どもにマスクは着用させるべきか。また、保育士がマスクを着用するに当たって注意すべき点などはあるか。</p>	<p>○（略） 2歳以上の場合で、登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合でも、正しくぴったりとマスクを着用することは子どもには難しいことも多いことから、常に正しく着用しているかどうかには注意を向けることよりも、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうか、嘔吐したり口の中に異物が入ったりしていないかなどの体調変化について十分に注意していただき、本人の調子が悪い場合や 持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにしてください。また、当然ながら、午睡の際にはマスクを外させるようにお願いします。</p> <p>（後略）</p>
問 24	<p>保育所等で子どもにマスクの着用を推奨することになった理由は何か。また、実際の運用に当たって、具体的にはどのようなことに留意すべきか。</p>	<p>○（略） オミクロン株の感染拡大により、保育所等において、子どもや保育士等の職員の感染が広がっている中で、保育所等には開所を原則とするようお願いをしているなか、子どもや保育士等の感染をできる限り防ぐ観点から、様々な感染対策を一段強化することをお願いするものであり、子どものマスクの着用も、その一環として、無理のない範囲で、かつ、一時的な対応として、マスクの着用が可能と判断される子どもに奨めるようお願いするものです。</p> <p>○幼児の発育状況等には個人差が大きいことから、マスクの着用が無理なく可能と判断される子どもに限り、可能な範囲で、マスクの着用を奨めることとしてください。</p> <p>○「可能な範囲」は、その子どものことをよく知っている保育士等や保護者が判断することが基本となります。なお、保護者が着用させる意向であっても、現場でその子どものことを見ている保育士等が着用が難しいと判断する場合は、無理に着用を奨めないようにしてください。（略）</p> <p>（略）</p> <p>○特に、保育所等の施設側の意向として、例えば一定年齢以上の子どもに一律にマスクの着用を求めるとや、子どもやその保護者以外の第三者の指摘等により着用を促すことがないよう、子どもや保護者の意向に沿って着用を奨めることとし、決してその意向に反して着用を無理強いすることがないようにお願いします。</p>

→ 保育園でのマスク着用については、2月4日に開催された国の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」において、2歳児以上のマスク着用を推奨することが議論された

のち、最終的には、政府の基本的対処方針において「発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を推める」とされました。

今回のQ&Aでも、2歳以上の子どものマスク着用について、そうしたことが書かれるとともに、マスク着用による体調変化等に注意を向けるよう書かれています。また、マスクの着用は子どもや保護者の意向に沿って奨めるもので、第三者の指摘等により着用を促すことのないようにすることが書かれています。

また、そのほかにもマスク着用を奨めることが考えられる場面やその際に保育士等が留意すべき点などが書かれています。

問 23	「保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛」とあるが、卒園式や入園式など中止や延期が困難なものも含めて中止・自粛をしなければならないのか。	○保護者が参加する行事を全て見合わせるという趣旨ではありません。感染が拡大している地域などでは、感染防止の観点から、日頃保護者等が参加している行事などへの保護者等の参加を見合わせる取扱いとすることや、オンライン配信等により参加・参観以外の方法で子どもたちの様子を知らせるような対応をとることなどが考えられます。 (略)
------	---	--

→ 令和4年2月8日に発出された事務連絡「オミクロン株の特性を踏まえた保育所等における感染症対策等について」において、「大人数の行事の自粛、保護者参加の行事の見合わせなどの対応」が記載されましたが、今回のQ&Aで、保護者が参加する行事を全て見合わせるという趣旨ではないことが明記されました。それぞれの地域の感染状況にあわせて、保育所等でこれまで行ってきた感染対策を行ったうえで、卒園式や入園式などを実施していくこととなります。

問 25	ワクチンはオミクロン株にも有効なのか。また、接種を希望しても衛生担当部局が保育士を対象としていなかったり、そもそも業務の都合上、平日に接種することも困難であったりするが、どのようにすればよいか。	(略) ○こうした中で、国としてもこれまで、事務連絡(※)において保育関係部署に対し、保育所等の職員の接種を進めるための働きかけをお願いするとともに、当該事務連絡を各自治体の衛生担当部局にも連絡するなど、積極的な接種の促進をお願いしているところです。 ※令和4年2月7日付け事務連絡「保育所、放課後児童クラブ等の職員へのワクチン追加接種について」 (略)
------	---	--

→ **本会は全社協・社会福祉施設協議会連絡会に名を連ね**、ワクチンの優先接種について、厚生労働省および内閣府に対し、自治体への強い働きかけを要望しています。国としても事務連絡を発出するなどしており、各地においても自治体に働きかけていただく

ことで優先接種が進むのではないかと考えられます。

問 26	積極的な検査を行うこととされているが、具体的にはどのような場合に検査を受けるべきであるか。また検査キットが不足しているという報道もあるが、その場合はどのようにすればよいか。	(略) ○ (略) 需給が安定するまでの間は、必要なところに確実に抗原定性検査キットが供給されるよう、優先度に応じた物流への協力を医薬品卸売業者やメーカーに依頼しているところです。保育所の職員等を含め、濃厚接触者で社会機能維持者である方の待機期間短縮のための検査については、行政検査を行う医療機関や地方自治体等に次いで優先供給の対象となることをお示ししています。 (略)
------	--	---

→ 今回の Q&A において、保育所等については、優先共有の対象となることが示されているとともに、国の「基本的対処方針」では、「医療機関や高齢者施設、保育所等において（中略）迅速に検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原定性検査キット最大約 780 万回程度分を確保、配布しており、その適切な活用を図る」とされています。

詳細は下記ホームページの「94」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html